

第1章 総則

第1条（「ビッグロープ光電話」の提供）

ビッグロープ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）または西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）から御提供を受ける音声利用 IP 通信網サービスを利用して、この特約に基づき、BIGLOBE サービス「ビッグロープ光電話」（以下「ビッグロープ光電話」といいます。）を提供します。ビッグロープ光電話は、当社が提供する BIGLOBE サービス「ビッグロープ光」（以下「ビッグロープ光」といいます。）を構成する卸役務利用サービス（その意味は次項所定のビッグロープ光特約に定められ、以下「利用回線」といいます。）を利用して通話（音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、または受ける通信をいいます。以下同じとします。）をすることを可能とするサービスであり、その内容の詳細は、当社のウェブサイト上に掲示します。

- 2 ビッグロープ光電話の提供には、この特約に定めるものを除き、当社の別途定める『BIGLOBE サービス「ビッグロープ光」特約』（以下「ビッグロープ光特約」といいます。）、および、当社の別途定める「BIGLOBE 会員規約」、「BIGLOBE 法人会員規約（BIGLOBE オフィスサービス）」、または「BIGLOBE 法人会員規約（料金制選択コース）」（以下、総称して「会員規約」といいます。）の規定が適用されます。この特約と会員規約の規定とが抵触するときは、ビッグロープ光電話の提供に関する限り、この特約が優先します。

第2条（この特約の変更）

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法に従いビッグロープ光電話会員（その意味は第3条に定めます。）に通知することにより、この特約の全部または一部を変更することができます。この場合、その予告期間内に、ビッグロープ光電話会員からこの特約の第16条に基づくビッグロープ光電話契約の解除の通知が当社に対してなされないときは、係る変更につきビッグロープ光電話会員による承諾があったものとみなします。

第3条（用語の定義）

会員規約またはビッグロープ光特約において定義された用語の意味は、この特約に別段の定めがある場合を除き、この特約においても同一の意味を有します。

- 2 前項に定めるほか、この特約において使用する用語およびその意味は、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 「ビッグロープ光電話契約」とは、当社からビッグロープ光電話の提供を受けるための契約をいい、第8条に基づき会員が行ったビッグロープ光電話契約の申し込みを第9条に基づき当社が承諾することにより成立します。
 - (2) 「ビッグロープ光電話会員」とは、この特約に基づき当社との間でビッグロープ光電話契約が成立している者をいいます。
 - (3) 「ビッグロープ光契約」とは、ビッグロープ光特約に基づきビッグロープ光電話会員との間に成立する、ビッグロープ光の提供を受けるための契約をいいます。
 - (4) 「料金等」とは、ビッグロープ光電話の提供に係わる料金その他の債務およびこれに係る消費税等相当額をいいます。
 - (5) 「音声利用 IP 通信網サービス」とは、NTT 東日本が「音声利用 IP 通信網サービス契約約款」に基づき提供する音声利用 IP 通信網サービス、または、NTT 西日本が「音声利用 IP 通信網サービス契約約款」に基づき提供する音声利用 IP 通信網サービスをいいます。
 - (6) 「音声利用 IP 通信網サービス契約」とは、NTT 東日本またはNTT 西日本から音声利用 IP 通信網サービスの提供を受けるための契約をいいます。
 - (7) 「通話サービス転用」とは、NTT 東日本またはNTT 西日本と音声利用 IP 通信網サービス契約を締結した個人または法人（以下「通話サービス転用資格保有者」といいます。）が、その利用する音声利用 IP 通信網サービスをビッグロープ光電話に切り替えることをいいます。
 - (8) 「転用番号」とは、通話サービス転用資格保有者が通話サービス転用を目的として、ビッグロープ光特約に基づく転用のためにビッグロープ光の提供を受けるための契約の申し込みと合わせて、第8条に基づきビッグロープ光電話契約の申し込みをするにあたり、事前にNTT 東日本またはNTT 西日本から取得している必要のある所定の番号をいいます。
 - (9) 「会員契約」とは、会員規約に基づき当社とビッグロープ光電話会員との間に成立している、BIGLOBE サービスの提供を受けるための契約をいいます。
 - (10) 「音声利用 IP 通信網」とは、主として通話ならびに通話に付随する映像および符号による通信（電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）に規定する電気通信番号（NTT 東日本またはNTT 西日本が別々に定めるものに限ります。）を相互に用いて行うものとします。）の用に供することを目的としてインターネットプロトコルによる伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。）をいいます。
 - (11) 「相互接続点」とは、NTT 東日本またはNTT 西日本とNTT 東日本またはNTT 西日本以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（NTT 東日本またはNTT 西日本がNTT 東日本またはNTT 西日本以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第33条第9項もしくは第10項また

は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点(NTT 東日本またはNTT 西日本が協定事業者(NTT 東日本またはNTT 西日本が別に定める者に限ります。)へ提供している都道府県の区域(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。)をまたがる伝送に関する卸電気通信役務(事業法第29条第11項に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る区間との分界点を含みます。)をいいます。

(12)「サービス接続点」とは、音声利用IP通信網と以下との接続点をいいます。

①NTT 東日本またはNTT 西日本が定める電話サービス契約約款に規定する電話網

②NTT 東日本またはNTT 西日本が定める総合デジタル通信サービス契約約款に規定する総合デジタル通信網

③NTT 東日本またはNTT 西日本が定めるIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網または特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する特定地域向け音声利用IP通信網

(13)「協定事業者」とは、NTT 東日本またはNTT 西日本と相互接続協定を締結している電気通信事業者をいいます。

(14)「ルーティング通信等」とは、協定事業者からのルーティング指示信号等の指示信号に基づき、音声利用IP通信網内で接続する通信をいいます。

(15)「相互接続通信」とは、相互接続点との間の通信、相互接続点相互間の通信およびルーティング通信等(サービス接続点を介して行われるものを含みます。)をいいます。

(16)「ビッグロープ光電話番号」とは、ビッグロープ光電話を利用しての通話に用いる電話番号をいいます。

(17)「ユニバーサルサービス」とは、事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきとして総務省令で定める加入電話、公衆電話、緊急通報(110番・118番・119番)の電話サービス等の基礎的電気通信役務をいいます。

(18)「ユニバーサルサービス料」とは、ユニバーサルサービス提供の確保のため必要な負担金として、その使用している電話番号の数に比例した額を、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会を通じて、NTT 東日本またはNTT 西日本に支払うために、当社がビッグロープ光電話会員からこの特約に定める方法および金額にて徴収する料金をいいます。

(19)「付加サービス」とは、当社がビッグロープ光電話に付加して提供する以下のサービスをいい、その提供を受けるためには、当社への申し込みが必要になるものと、ビッグロープ光電話会員が選択する第6条第1項 所定の料金プランに予め含まれるため(含まれる付加サービスの範囲は、料金プランにより異なります。)当社への申し込みが不要なものがあります。付加サービスの内容の詳細は、当社のウェブサイト上に掲示します。なお、当社は、付加サービスの提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加サービスを提供できないことがあります。この特約に定めるビッグロープ光電話に関する規定は、この特約に異なる定めがある場合を除き、または、その内容に照らして付加サービスに適用することが相応しくない場合を除き、付加サービスにも適用されます。

①発信者番号表示

②ナンバー・リクエスト

③迷惑電話ブロック

④通話中着信通知

⑤自動転送

⑥着信お知らせメール

⑦FAX お知らせメール

⑧複数チャネル

⑨追加番号

(20)「通話端末機器」とは、ビッグロープ光電話を利用して通話を行うために、ビッグロープ光電話会員が保有している必要がある電話機その他の通話端末機器をいいます。ビッグロープ光電話において利用可能な通話端末機器には、当社所定の条件があります。

(21)「ルーター機器」とは、ビッグロープ光電話を利用するために、利用回線および通話端末機器に接続する必要があるルーター機器をいい、当社が別途定める形式または機種のをいいます。

(22)「国内通信」とは、通信のうち本邦内で行われるものをいいます。

(23)「国際通信」とは、通信のうち本邦と外国(インマルサットシステムに係る移動地球局(海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局および可搬型地球局をいいます。以下同じとします。)および当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末(以下「特定衛星携帯端末」といいます。)を含みます。以下同じとします。)との間で行われるものをいいます。

(24)「料金表」とは、当社が別途定める料金表をいいます。

第2章 ビッグロープ光電話の提供区域および内容

第4条(外国における取り扱いの制限)

ビッグロープ光電話の取り扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第5条 (ビッグロープ光電話の提供区域)

ビッグロープ光電話の提供区域は、当社が別途定めるところによります。

第6条 (ビッグロープ光電話の内容、利用条件等)

ビッグロープ光電話には、以下の表に定める料金プラン（あわせて以下「料金プラン」といいます。）があります。ビッグロープ光電話会員は、第8条に定める申し込みのときに、いずれかを選択する必要があります。

プランの名称	内容	含まれる付加サービス
基本プラン	・別表に定める月額利用料が発生します。	なし
A (エース)	・別表に定める月額利用料が発生します。 ・無料通話 480 円分 (税別) を含みます。	発信者番号表示 ナンバー・リクエスト 迷惑電話ブロック 通話中着信通知 自動転送 着信お知らせメール

- ビッグロープ光電話会員は、自身の費用負担および責任において、通話端末機器を選択および取得するとともに、ビッグロープ光電話の利用にあたり通話端末機器が正常に稼働するように維持および管理しなければなりません。
- 当社がビッグロープ光電話会員へのビッグロープ光電話の提供を開始する日（以下「ビッグロープ光電話開始日」といいます。）は、そのビッグロープ光電話会員について、ビッグロープ光電話契約の成立後、当社所定の工事（当社からルーター機器の貸与を受けるビッグロープ光電話会員については、そのルーター機器の設置に必要な工事を含みます。）が完了し、ビッグロープ光電話を利用することが可能な状態となった日とします。

第3章 契約

第7条 (契約の単位等)

当社は、1の利用回線ごとに1のビッグロープ光電話契約を締結します。この場合、ビッグロープ光電話会員は、1のビッグロープ光電話契約につき1の個人または法人に限ります。

第8条 (ビッグロープ光電話契約の申込方法)

ビッグロープ光電話契約の申し込みは、申し込みをする個人または法人（以下「申込者」といいます。）が、会員規約、ビッグロープ光特約およびこの特約を承諾のうえ、当社所定の方法により、次の各号に定める事項を当社に申告のうえ、行う必要があります。なお、ビッグロープ光電話契約の申し込みは、申込者がビッグロープ光特約に基づきビッグロープ光の提供を受けるための契約を同時に申し込む場合に限り、行うことができます。

- (1) 氏名または名称
 - (2) 住所
 - (3) 選択する料金プランの名称（係る選択には、本条第3項所定の制限があります。）
 - (4) 前号により選択する料金プランに含まれない付加サービスの提供を希望する場合、その付加サービスの名称
 - (5) ルーター機器の貸与の申し込みの有無
 - (6) 前各号に定める事項のほか、当社が別途定める事項
- 申込者のうち、通話サービス転用のためにビッグロープ光電話契約の申し込みをする通話サービス転用資格保有者は、前項に定めるほか、前項の申し込みにあたり、転用番号を当社に提出する必要があります。なお、通話サービス転用のためのビッグロープ光電話契約の申し込みは、ビッグロープ光特約に基づき転用のためにビッグロープ光の提供を受けるための契約を同時に申し込む場合に限り、行うことができます。
 - 前項に従い通話サービス転用のためにビッグロープ光電話契約の申し込みをする場合、その申込者が第1項所定の申し込みにあたり選択することができる料金プランは、通話サービス転用前にNTT東日本またはNTT西日本から提供を受けていた音声利用IP通信網サービスのプラン（以下「従前プラン」といいます。）に対応する料金プランに限られます。ただし、当社が提供する料金プランに従前プランに対応するものが存在しない場合はこの限りではなく、その場合は、基本プランのみを選択することができます。
 - 第1項に定める申込者は、ビッグロープ光電話番号として、第18条第1項に従い当社が割り当てるものに代わり、その申込者がNTT東日本またはNTT西日本から発番を受けている加入電話の電話番号を用いること（以下「番号移行」といいます。）を申し込むことができます。係る申し込みは、当社が行う場合は、第1項による申し込みのときに、その旨を当社に申告する必要があります。
 - 前項の申し込みをしたビッグロープ光電話会員は、前項の申し込みが承諾された場合、別表に定める番号移行費用を当社に支払う必要があります。

第9条 (ビッグロープ光電話契約の申し込みの承諾)

ビッグロープ光電話契約は、前条所定の申し込みを当社が承諾したときに成立します。

- 2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ビッグロブ光電話契約の申し込みを承諾しないことがあります。また、当社は、ビッグロブ光電話契約成立後であっても、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当社所定の方法にてビッグロブ光電話会員に通知することにより、ビッグロブ光電話契約を解除することができます。ただし、本項第2号または第4号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、この期間内に是正されないときに、当社所定の方法にてこのビッグロブ光電話会員に通知することにより、会員契約またはビッグロブ光電話契約を解除することができます。
- (1) ビッグロブ光電話契約の申込時に申込者が当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (2) 申込者が、料金等もしくはその他当社が提供するサービスに係わる料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (3) 過去に不正使用などによりビッグロブ光電話契約もしくはBIGLOBE サービスに関連する契約等の解除、またはBIGLOBE サービス等の利用を停止されていることが判明した場合
 - (4) 申込者が未成年者等であって、ビッグロブ光電話契約の申し込みにあたり法定代理人等の同意を得ていない場合
 - (5) 会員規約に基づきクレジットカードによる料金等の支払方法を選択した申込者が、指定したクレジットカードの名義人と異なる場合
 - (6) 会員規約に基づくクレジットカードによる料金等の支払方法を選択した申込者が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除、脱会その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていない場合、または、事後に認められなくなった場合
 - (7) 申込者またはビッグロブ光電話会員がこの特約の第37条（禁止行為）または第38条（利用上の制限）の規定に違反するおそれがある場合
 - (8) 相互接続点に係る協定事業者の承諾が得られない場合、その他相互接続協定に基づく条件に適合しない場合
 - (9) その他ビッグロブ光電話契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合
- 3 前項の規定またはこの特約に定めるその他の規定によりビッグロブ光電話契約が解除された場合、ビッグロブ光電話会員は、ビッグロブ光電話の利用に係わる一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払わなければなりません。
- 4 ビッグロブ光電話契約が成立した場合、当社は、その日程をビッグロブ光電話会員と調整のうえ、ビッグロブ光電話および付加サービスを利用可能にするために必要な工事を行います。

第10条（付加サービスの利用申込等）

付加サービスの利用申込は、第8条第1項に基づく申し込みのときおよびビッグロブ光電話契約の成立後において、当社所定の方法により行うことができます。

- 2 付加サービスの利用申込の当社による承諾について、前条第2項の規定を準用します。
- 3 付加サービスは、前項の承諾後に当社所定の工事が完了することにより利用可能となります。（係る利用可能となった日を以下「付加サービス開始日」といいます。）

第11条（通話サービス転用時の特則）

第8条に基づく通話サービス転用のためのビッグロブ光電話契約の申し込みによりビッグロブ光電話契約が成立したビッグロブ光電話会員（以下「通話サービス転用ビッグロブ光電話会員」といいます。）については、次の各号に定める事項が適用されます。

- (1) 当社は、NTT 東日本またはNTT 西日本とそのビッグロブ光電話会員との間に成立していた音声利用 IP 通信網サービス契約（その申込手続きを当社が代行したものに限り）を通話サービス転用の実施日の前日をもって終了させるために必要な手続きを、その通話サービス転用ビッグロブ光電話会員に代行してNTT 東日本またはNTT 西日本に対して行います。通話サービス転用ビッグロブ光電話会員は、当社が係る手続きを行うために必要な範囲内で、第8条に基づく申し込みにあたりその通話サービス転用ビッグロブ光電話会員が当社に申告した事項（転用番号を含みます。）をNTT 東日本またはNTT 西日本に提供することに同意します。

第12条（変更の届け出等）

ビッグロブ光電話会員は、ビッグロブ光電話契約の申し込みにあたり当社に申告した第8条第1項第1号または第2号所定の事項について変更があった場合、すみやかにその旨を当社所定の方法により当社に届け出なければなりません。ビッグロブ光電話会員が係る届け出を行わなかったこと、または、係る届け出を遅延したことにより不利益を被ることがあっても、当社は、何らの責任も負いません。

第13条（契約の解除等）

当社は、ビッグロブ光電話会員が次の各号のいずれかに該当した場合に、何らの責任も負うことなく、ビッグロブ光電話契約を解除することができます。

- (1) ビッグロブ光電話会員が会員規約に基づき提供されるBIGLOBE サービス（ビッグロブ光電話を含みます。）について利用停止となった場合

- 2 当社は、ビッグロープ光電話会員にこの特約に定めるビッグロープ光電話の利用停止の事由が生じた場合において、その事由が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、ビッグロープ光電話契約を解除することができます。
- 3 当社は、ビッグロープ光電話会員が利用回線に係る終端の場所の移転等によりビッグロープ光電話の提供区域外となった場合は、ビッグロープ光電話契約を解除することができるものとします。
- 4 当社は、前3項の規定によりビッグロープ光電話契約を解除しようとするときには、あらかじめその旨をビッグロープ光電話会員に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この通知を行うことなくビッグロープ光電話契約の解除を行うことができます。
- 5 会員契約またはビッグロープ光契約がビッグロープ光電話会員による解除、当社による解除その他理由により終了した場合は、そのビッグロープ光電話会員と当社との間のビッグロープ光電話契約は同時に解除されます。
- 6 当社は、本条に基づくビッグロープ光電話契約の解除によりビッグロープ光電話会員に損害その他不利益が生じても、一切責任を負いません。

第14条（提供中止）

当社は、次のいずれかの場合には、ビッグロープ光電話会員に対するビッグロープ光電話の提供を中止することがあります。

- (1) 当社またはNTT東日本もしくはNTT西日本の設備もしくは回線の保守または工事を行う場合
 - (2) 特定の回線または設備から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、またはふくそうするおそれがあると当社が認めた場合
 - (3) 利用回線の提供を中止する場合
 - (4) 天災、事変その他の非常事態が発生したまたは発生するおそれがあり、ビッグロープ光電話の提供をすることが困難となった場合
 - (5) 当社が、運営上、技術上その他理由により、ビッグロープ光電話の提供を中止することが必要であると判断した場合
- 2 当社は、前項の規定によりビッグロープ光電話の提供を中止するときは、あらかじめその旨をビッグロープ光電話会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この通知を行うことなくその中止を行うことができます。
 - 3 当社は、第1項によるビッグロープ光電話の提供の中止によりビッグロープ光電話会員に損害その他不利益が発生しても、何ら責任を負いません。

第15条（利用停止）

当社は、この特約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがあるビッグロープ光電話会員、または、会員規約によりビッグロープ光電話以外のBIGLOBEサービス（ビッグロープ光を含みます。）が利用停止となったビッグロープ光電話会員については、何らの責任も負うことなく、ビッグロープ光電話の利用を停止します。

第16条（ビッグロープ光電話会員によるビッグロープ光電話契約の解除等）

ビッグロープ光電話会員がビッグロープ光電話契約を解除しようとするときは、当社所定の方法でその旨を当社に通知します。当社が別途承諾した場合を除き、その他の方法による通知は無効とします。この場合、ビッグロープ光電話会員から通知があった日が属する月の末日をもって、ビッグロープ光電話契約は終了します。

- 2 ビッグロープ光電話会員は、当社所定の手続に従い、この特約に基づき提供を受ける付加サービスを解約することができます。係る解約は、解約手続が完了した日が属する月の末日をもって効力を生じます。ただし、料金プランとして「A（エース）」を選択したビッグロープ光電話会員は、その料金プランに含まれる付加サービスについては、係る解約をすることはできません。
- 3 ビッグロープ光電話会員は、第1項に基づく解除後に、他の事業者から提供を受けるビッグロープ光電話と同等の通話サービス（所定の音声利用IP通信網サービス、および、NTT東日本またはNTT西日本から係る音声利用IP通信網サービスの卸提供を受けて提供されているものに限り、）において第18条第1項に従い当社から割り当てを受けた電話番号を引き続き利用することを希望する場合は、その事業者に申し出る必要があります。

第17条（ビッグロープ光電話契約の自動終了）

第1条第1項に定める音声利用IP通信網サービスの当社への卸提供に係る当社とNTT東日本またはNTT西日本との契約が終了した場合は、ビッグロープ光電話契約も同時に終了します。

第4章 ビッグロープ光電話番号等

第18条（ビッグロープ光電話番号）

ビッグロープ光電話番号は、1の利用回線ごとに当社が割り当てます。

- 2 利用回線に係る終端の場所の移転等により、ビッグロープ光電話番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。
- 3 前項に定めるほか、当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、ビッグロープ光電話番号を変更することができます。

- 4 当社は、前2項の規定により、ビッグロープ光電話番号を変更する場合には、あらかじめその旨をビッグロープ光電話会員に通知します。

第19条（請求によるビッグロープ光電話番号の変更）

ビッグロープ光電話会員は、迷惑電話（いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、現にその通信の受信者が迷惑であると認めるものをいいます。）または間違い電話（現に使用しているビッグロープ光電話番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。）を防止するために、ビッグロープ光電話番号を変更しようとするときは、当社に対し当社所定の方法によりその変更の請求をする必要があります。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。

第20条（電話帳への掲載）

ビッグロープ光電話番号、そのビッグロープ光電話番号の割り当てを受けたビッグロープ光電話会員の氏名または名称、職業等は、NTT 東日本またはNTT 西日本が、その定める電話サービス契約約款に基づき発行する電話帳（以下「電話帳」といいます。）に掲載されます。

- 2 電話帳の普通掲載、省略掲載、重複掲載その他の取り扱いは、NTT 東日本またはNTT 西日本が、その提供する電話サービスの加入電話の場合に準じて行います。これらの取り扱いに係るビッグロープ光電話会員からNTT 東日本またはNTT 西日本への申し込みは、当社が別途定めるところに従い、当社が取り次ぎます。
- 3 ビッグロープ光電話会員は、前項に従い重複掲載の申し込みを行い、NTT 東日本またはNTT 西日本から承諾を受けたときは、別表に規定する料金の支払いを要します。係る料金は、当社がNTT 東日本またはNTT 西日本に代わり、ビッグロープ光電話会員から回収します。

第21条（番号案内）

ビッグロープ光電話番号は、NTT 東日本またはNTT 西日本が行う番号案内（以下「番号案内」といいます。）の対象となります。

- 2 番号案内に係る提供条件は、NTT 東日本またはNTT 西日本が定める電話サービス契約約款の規定に準じて取り扱われます。

第22条（番号情報の提供）

ビッグロープ光電話番号に係る番号情報（電話帳掲載または番号案内に必要な情報（第20条または第21条の規定により電話帳掲載および番号案内を省略することとなったビッグロープ光電話番号に係るものを除きます。）をいいます。以下、本条において同じとします。）は、番号情報データベース（番号情報を収容するためにNTT 東日本またはNTT 西日本が設置するデータベース設備をいいます。以下、本条において同じとします。）に登録されます。

- 2 前項の規定により登録された番号情報は、番号情報データベースを設置するNTT 東日本またはNTT 西日本が電話帳発行または番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（NTT 東日本またはNTT 西日本と相互接続協定または相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容されたビッグロープ光電話番号に係る番号情報を利用する事業者に限られます。係る事業者について、NTT 東日本またはNTT 西日本により閲覧に供されます。）に提供されます。係る事業者が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その事業者への番号情報の提供を停止する措置がNTT 東日本またはNTT 西日本により行われます。

第5章 通信

第23条（相互接続点との間の通信等）

相互接続通信は、相互接続協定に基づきNTT 東日本またはNTT 西日本が別に定めた通信に限り行うことができます。

- 2 相互接続通信を行うことができる地域（以下「接続対象地域」といいます。）は、NTT 東日本またはNTT 西日本が相互接続協定により定めた地域に限定されます。

第24条（通信利用の制限等）

通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第25条（通信時間等の制限）

当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域の回線、設備、相互接続点等（あわせて以下「回線等」といいます。）への通信の利用を制限することがあります。

第26条（国際通信の取り扱い地域）

国際通信の取り扱い地域は、料金表に記載のとおりとします。

第27条（ビッグロープ光電話番号通知）

ビッグロープ光電話番号による利用回線からの通信については、そのビッグロープ光電話番号を着信先の回線等へ通知します。ただし、次の通信については、この限りではありません。

- (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
 - (2) ビッグロープ光電話番号非通知（ビッグロープ光電話会員の請求により、利用回線から行う通信について、そのビッグロープ光電話番号を着信先の回線等へ通知しないことをいいます。）の扱いを受けている利用回線から行う通信（通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信を除きます。）
 - (3) その他当社が別に定める通信
- 2 前項の規定により、ビッグロープ光電話番号を着信先の回線等へ通知しない扱いとした通信については、着信先の回線等が当社が別に定める付加サービスまたはこれと同等のものを利用している場合はその通信が制限されます。
 - 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、ビッグロープ光電話番号により利用回線から、電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、そのビッグロープ光電話番号、そのビッグロープ光電話番号に係るビッグロープ光電話会員の氏名または名称およびその利用回線に係る終端の場所を、その着信先の機関へ通知することがあります。ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。
 - 4 当社は、前3項の規定により、ビッグロープ光電話番号を着信先の回線等へ通知することまたは通知しないことに伴い発生する損害については、何ら責任を負いません。

第6章（ルーター機器）

第28条（ルーター機器の貸与等）

当社は、ビッグロープ光電話会員がビッグロープ光電話契約の申し込みの際に当社にその申し込みを行った場合、そのビッグロープ光電話会員に対して、ルーター機器を貸与します。

- 2 当社は、前項の貸与のためのビッグロープ光電話会員へのルーター機器の配送に係る業務をNTT東日本またはNTT西日本（これらの委託先の事業者を含みます。以下同じとします。）に委託することができます。ビッグロープ光電話会員は、当社が係る委託のために、第8条第1項による申し込みの際にそのビッグロープ光電話会員から申告を受けた事項をNTT東日本またはNTT西日本に開示することに同意します。
- 3 ビッグロープ光電話会員は、当社から貸与を受けたルーター機器を善良な管理者の注意をもって保管しなければなりません。
- 4 ビッグロープ光電話会員は、当社から貸与を受けたルーター機器を紛失または毀損した場合は、当社が別に指定する期日および方法により、その補充、修繕その他の工事等に必要の費用を当社に支払わなければなりません。
- 5 ビッグロープ光電話会員は、ビッグロープ光電話契約が終了した場合は、当社から貸与を受けたルーター機器を当社が別に指定する方法により速やかに当社に返却しなければなりません。
- 6 ルーター機器の貸与を受ける場合は、ビッグロープ光電話開始日が属する月の翌月初日（通話サービス転用ビッグロープ光電話会員の場合は、ビッグロープ光電話開始日が属する月の初日）から起算して、そのビッグロープ光電話契約の解除または終了があった日が属する月の末日までの期間において、別表に定める機器利用料が発生します。
- 7 当社からルーター機器の貸与を受けないビッグロープ光電話会員は、自身の費用負担および責任において、ルーター機器を選択および取得するとともに、ビッグロープ光電話の利用にあたりルーター機器が正常に稼働するように維持および管理しなければなりません。

第7章 料金等

第29条（料金等）

料金等の体系は、次のとおりとします。

- (1) 初期費用
 - (2) 工事費用
 - (3) 月額費用
 - (4) 通話料
 - (5) その他の料金
- 2 前項各号所定の料金の具体的な金額は、別表に記載のとおりとします。

第30条（初期費用）

ビッグロープ光電話会員は、当社にビッグロープ光電話契約の申し込みをし、その承諾を受けたときは、当社に初期費用を支払わなければなりません。

第31条（工事費用）

ビッグロープ光電話会員は、この特約（別表を含みます。）に定める工事が実施される場合、当社に工事費用を支払うことを要します。なお、申込者（その意味は第8条第1項に定めます。）またはビッグロープ光電話会員からの工事の申し込みの受付、申込者またはビッグロープ光電話会員との工事の日程等の調整、および工事費用の請求は当社が行い、工事の実施はNTT東日本またはNTT西日本（これら会社の委託先の事業者を含みます。）が行います。

- 2 前項の工事に着手していたときは、工事完了前にビッグロープ光電話契約の解除があったとしても、ビッグロープ光電話会員は、工事費用の全額を当社に支払うことを要します。

第32条（月額費用）

ビッグロープ光電話会員は、ビッグロープ光電話開始日が属する月の翌月初日（ただし、通話サービス転用ビッグロープ光電話会員の場合またはビッグロープ光電話開始日が月の初日である場合は、ビッグロープ光電話開始日が属する月の初日）から起算して、そのビッグロープ光電話契約の解除または終了があった日が属する月の末日までの期間について、当社にビッグロープ光電話の月額費用を支払わなければなりません。

- 2 ビッグロープ光電話会員は、付加サービス開始日が属する月の翌月初日（ただし、付加サービス開始日が月の初日である場合は、付加サービス開始日が属する月の初日）から起算して、その付加サービスの解約またはビッグロープ光電話契約の解除もしくは終了があった日が属する月の末日までの期間について、当社に付加サービスの月額費用を支払わなければなりません。
- 3 当社は、この特約に別段の定めがある場合を除いて、前項に定める期間中の各月または前2項により月額費用の支払対象月とされている各月に係る当社所定の締め日にて、その締め日が属する月に係わるビッグロープ光電話および付加サービスの月額費用をビッグロープ光電話会員に請求します。
- 4 ビッグロープ光電話会員が、当社がビッグロープ光電話会員によるビッグロープ光電話契約の申し込みを承諾した日が属する月に、ビッグロープ光電話契約の解除の通知をした場合、ビッグロープ光電話の月額費用の1カ月分を当社に支払わなければなりません。
- 5 この特約第14条の規定によりビッグロープ光電話の提供中止があったときは、ビッグロープ光電話会員は、その期間中の月額費用の支払いを要します。
- 6 この特約第15条の規定によりビッグロープ光電話の利用停止があったときは、ビッグロープ光電話会員は、その期間中の月額費用の支払いを要します。

第33条（通話料）

ビッグロープ光電話会員は、ビッグロープ光電話開始日から起算して、そのビッグロープ光電話契約が解除されまたは終了し、かつ、ビッグロープ光電話の廃止に必要な当社所定の工事が完了した日までの期間について、その期間中の各月にビッグロープ光電話を利用して行った通話の時間数（当社が当社所定の基準により測定します。）および料金表の規定に基づき算出される通話料を支払わなければなりません。

- 2 当社は、この特約に別段の定めがある場合を除いて、前項に定める期間中の各月に係る当社所定の締め日にて、その締め日が属する月に係わる通話料をビッグロープ光電話会員に請求します。

第34条（料金債務の存続）

会員規約またはこの特約所定の条件に従いビッグロープ光電話契約の解除または終了があった場合において、そのビッグロープ光電話会員に係る解除または終了の時点において未だ支払いを完了していないこの特約所定の料金（解除または終了の後に発生するものを含みます。）についての債務は、係るビッグロープ光電話会員による支払いが完了するまで、その解除後または終了後も消滅しません。

第8章 雑則

第35条（責任の制限）

当社は、ビッグロープ光電話を提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）もしくは固定衛星地球局より外国側もしくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるときまたは利用回線によるものであるときを除きます。）は、ビッグロープ光電話が全く利用できない状態（ビッグロープ光電話の利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、1暦日の全時間についてその状態が連続したときに限り、対象となるビッグロープ光電話会員の損害賠償請求に応じます。

- 2 前項の場合における損害賠償の範囲は、対象となるビッグロープ光電話会員に現実に発生した直接かつ通常の損害とし、ビッグロープ光電話が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（1暦日の全時間数の倍数である場合に限り。）に対応する月額費用（ビッグロープ光電話を全く利用できない状態が連続した期間の初日に属する料金月の前6料金月の1暦日あたりのビッグロープ光電話月額費用の平均額（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別途定める方法により算出した額）により算出します。）に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲内で、かつ、その総額は、1暦日あたりの月額費用のビッグロープ光電話平均額の30日相当額に、これに対応する消費税等相当額を加算した額を上限とします。
- 3 本条第1項の場合において、当社の故意または重大な過失によりビッグロープ光電話の提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
- 4 当社は、他の電気通信事業者の責に帰すべき理由により、ビッグロープ光電話の提供ができなかった場合、当社が他の電気通事

業者から受領する損害賠償額を ビッグロープ光電話を利用できなかった ビッグロープ光電話会員全員に対する損害賠償の限度額とし、かつ、ビッグロープ光電話会員に現実に発生した直接かつ通常の損害に限り賠償請求に応じます。

第36条（協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結）

ビッグロープ光電話会員は、その ビッグロープ光電話契約の成立により、KDDI 株式会社が定める契約約款に基づいて、KDDI 株式会社と第2種一般電話等契約（本条において以下「対象契約」といいます。）を締結したことになります。ただし、ビッグロープ光電話会員から KDDI 株式会社に対して、対象契約を締結しない旨の意思表示をした場合は、この限りではありません。

- 2 前項の規定により対象契約を締結したビッグロープ光電話会員は、KDDI 株式会社に係る電気通信サービスを利用した場合は、前項の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。ただし、その ビッグロープ光電話会員が、その対象契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けている場合は、その利用の状況にかかわらず、係る契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

第37条（禁止行為）

ビッグロープ光電話会員は、ビッグロープ光電話の利用に際して、次の各号に定める行為をしてはなりません。

- (1) 故意に利用回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換またはビッグロープ光電話の品質確保に妨害を与える行為
 - (2) 故意に多数の不完了呼（その意味は第14条第1項第2号に定めます。）を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為
- 2 ビッグロープ光電話会員は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日および方法に従い、その補充、修繕、その他の工事等に必要な費用を当社に支払うことを要します。

第38条（利用上の制限）

ビッグロープ光電話会員は、ビッグロープ光電話の利用に際して、次に掲げる態様で通信を行ってはなりません。

・ビッグロープ光電話会員が、コールバックサービス（本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、当社、NTT 東日本またはNTT 西日本の電気通信設備の品質効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、または他人に利用させること。

方式	概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に接続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサープレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

第39条（ビッグロープ光電話会員の氏名等の通知等）

ビッグロープ光電話会員は、協定事業者（そのビッグロープ光電話会員と他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）に係る契約を締結している者に限ります。）から請求があったときは、当社、NTT 東日本またはNTT 西日本がそのビッグロープ光電話会員の氏名、住所およびビッグロープ光電話番号を、その協定事業者に通知する場合があることについて同意します。

- 2 相互接続通信（当社が別に定める付加サービスによりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。）に係る契約を締結しているビッグロープ光電話会員は、その相互接続通信を行うときに、当社、NTT 東日本またはNTT 西日本がその相互接続通信の発信に係るビッグロープ光電話番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係る協定事業者に通知することについて同意します。
- 3 ビッグロープ光電話会員（相互接続通信の利用者を含みます。）は、回線等から、当社が別に定める付加サービスを利用する回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等、その通信の着信に係る回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を、電子メールによりその付加サービスを利用する者が指定するメールアドレスに送信することについて同意します。

第40条（協定事業者からの通知）

ビッグロープ光電話会員は、当社、NTT 東日本またはNTT 西日本が、料金等の適用にあたり必要があるときは、協定事業者からその料金等を適用するために必要なそのビッグロープ光電話会員の情報の通知を受けることについて承諾します。

第41条（無保証）

当社は、ビッグロープ光電話について、完全性、正確性、有用性または正当性に関する保証、ビッグロープ光電話会員の利用目的に適合することの保証、および通信速度に関する保証を含め、何らの保証も行いません。

第42条 (ビッグロープ光電話会員情報等の取り扱い)

ビッグロープ光電話会員は、ビッグロープ光電話会員がビッグロープ光電話契約の申し込みに際して当社に申告した事項（以下「ビッグロープ光電話会員情報」といいます。）を、会員規約、ビッグロープ光特約に定める個人情報の保護に関する規定およびこの特約の他の規定に定めるほか、次の各号に定める範囲において、当社が利用することについて同意します。

- (1) ビッグロープ光電話を提供すること（そのビッグロープ光電話会員にビッグロープ光電話を提供するための当社への音声利用 IP 通信網サービスの卸提供を当社が NTT 東日本または NTT 西日本に申し込むにあたり、そのビッグロープ光電話会員のビッグロープ光電話会員情報を NTT 東日本または NTT 西日本に提供することを含む）。
 - (2) 当社または提携先等第三者の商品もしくはサービス等に関する広告、宣伝、および各種イベント・特典を実施するため、ならびにこれらに関する情報の提供その他の連絡のための電子メールの送信もしくは印刷物の郵送等（サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます。）を行い、または架電するためにビッグロープ光電話会員情報を利用すること。
 - (3) 当社がこの特約に定める工事を実施するために必要な範囲内において、NTT 東日本または NTT 西日本に対してビッグロープ光電話会員情報を提供すること。
 - (4) 第1号および第2号の場合において、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、ビッグロープ光電話会員情報を安全管理措置を講じたうえで業務委託先に対してビッグロープ光電話会員情報の取り扱いについて委託すること。
- 2 ビッグロープ光電話会員には、NTT 東日本または NTT 西日本が、前項第1号に定める音声利用 IP 通信網サービスの卸提供にあたり、そのビッグロープ光電話会員の音声利用 IP 通信網サービスの通信履歴等を知り得ることに同意していただきます。
- 3 ビッグロープ光電話会員は、NTT 東日本または NTT 西日本が、第1項第1号に定める当社から提供を受けたそのビッグロープ光電話会員のビッグロープ光電話会員情報および前項の通信履歴等を次の各号に定める者に開示することがあることについて同意します。
- (1) 協定事業者（ただし、当社またはビッグロープ光電話会員と他社相互接続通信（その意味は第39条第1項に定めます。）に係る契約を締結している者に限ります。）。（ただし、係る開示は、協定事業者から請求があった場合において、行われます。）
 - (2) NTT 東日本または NTT 西日本の委託により音声利用 IP 通信網サービスに関する業務を行う事業者
 - (3) 判決、決定、命令、その他の司法上または行政上の要請、要求または命令により開示が要求された場合における、その請求元機関

第43条 (ビッグロープ光電話の変更または廃止)

当社は、ビッグロープ光電話の全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができます。この場合、第2条の規定を準用します。

- 2 当社は、前項によるビッグロープ光電話の全部もしくは一部の変更、追加または廃止によりビッグロープ光電話会員に損害その他不利益が生じたとしても、何ら責任を負いません。

附 則

この特約は、平成29年7月14日から実施します。

別表

BIGLOBE サービス「ビッグロブ光電話」の料金

1. 適用

この別表に記載する料金額は、消費税等相当額を抜いた金額です。係る料金額に加算する消費税相当額は、サービスのご利用時点の税率に基づき計算します。

2. 月額費用

月額利用料	基本プラン	500円(税別) / 月
	A(エース)	1,500円(税別) / 月
付加サービス月額利用料	発信者番号表示	400円(税別) / 月
	ナンバー・リクエスト	200円(税別) / 月
	迷惑電話ブロック	200円(税別) / 月
	通話中着信通知	300円(税別) / 月
	自動転送	500円(税別) / 月
	着信お知らせメール	100円(税別) / 月
	FAXお知らせメール	100円(税別) / 月
	複数チャンネル	200円(税別) / 月
	追加番号	100円(税別) / 月
ユニバーサルサービス料 ※		3円(税別) / 月

※電話番号毎にユニバーサルサービス料がかかります。

3. 通話料

料金表に記載のとおりとします。

4. 工事費用

基本工事費	交換機等工事のみの場合		1,000円(税別)	1工事ごと	
	NTT東日本・NTT西日本がお伺いして機器工事を行う場合		4,500円(税別)	1工事ごと	
交換機等 工事費	基本機能		1,000円(税別)	1利用回線ごと	
	ビッグロブ光電話A(エース)へのプラン変更		1,000円(税別)	1利用回線ごと	
	付加 サービス	発信者番号表示		1,000円(税別)	1利用回線ごと
		ナンバー・リクエスト		1,000円(税別)	1利用回線ごと
		迷惑電話ブロック		1,000円(税別)	1利用回線または1 番号ごと
		通話中着信通知		1,000円(税別)	1利用回線ごと
		自動転送		1,000円(税別)	1番号ごと
		着信お知らせメール		1,000円(税別)	1番号ごと
		FAXお知らせメール		1,000円(税別)	1番号ごと
		複数チャンネル		1,000円(税別)	1チャンネルごと
	追加番号		700円(税別)	1番号ごと	
番号移行費用		2,000円(税別)	1番号ごと		
発信番号通知の変更		700円(税別)	1番号ごと		
機器工事費	設置費		1,500円(税別)		
	設定費		1,000円(税別)		
電話番号変更工事費			2,500円(税別)		

5. その他の料金：

(1) 機器利用料

ひかり電話対応機器	200 円 (税別) /月	
無線 LAN カード	100 円 (税別) /月	1 枚あたり

(2) 電話帳 重複掲載料

500 円 (税別) /年・件

(3) ビッグロープ光電話機器セット割

200 円 (税別) /月 (※)

※ 当社からルーター機器の貸与を受けるための契約が成立しているビッグロープ光電話会員について、月額費用を毎月 200 円割引します。

以上